

第 14 章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密接に関係しており、迅速かつ適切に処理することが極めて重要である。

本市に寄せられる公害苦情は、最近では工場等を発生源とする産業型の苦情よりも、一般家庭を発生源とする都市・生活型のものが増加している。

市では苦情処理に当たり、関係機関と連絡調整を図りながら必要な調査等を行い、問題解決に努めている。

1 公害苦情の発生状況

公害苦情の年度別受理件数は表 14－1 のとおりであり、平成 29 年度中に本市に寄せられた公害苦情は 93 件であった。

苦情の最も多かったのは悪臭（40 件）であり、

主たる原因は、剪定木や家庭ごみの焼却行為（野焼き）によって発生する煙によるものであった。

次いで多かった不法投棄（28 件）は、その大半が生活ごみであった。

この二つを合わせると全体の約 70%を占めており、都市・生活型の苦情が大半を占めていることがわかる。

また、振動、地盤沈下、土壌汚染に関する苦情は、例年ほとんど見られない。

平成 29 年度における公害苦情の発生源を表 14－2 に示す。

用途地域別件数は表 14－3 のとおりで、住居系地域が 33 件で最も多く、次いで市街化調整区域 28 件、都市計画区域外 26 件、工業系地域 6 件の順となっている。

（表 14－1） 年度別公害苦情の受理件数 （単位：件）

年度 種類		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
典型七公害	大気汚染	3(2.7)	2(1.8)	2(1.5)	1(1.3)	1(1.1)
	水質汚濁	4(3.7)	2(1.8)	5(3.9)	4(5.0)	6(6.5)
	騒 音	15(13.8)	10(9.1)	12(9.3)	8(10.0)	15(16.1)
	振 動	1(0.9)	0(0.0)	1(0.8)	0(0.0)	1(1.1)
	悪 臭	27(24.8)	33(30.0)	34(26.4)	20(25.0)	40(43.0)
	地盤沈下	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	土壌汚染	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
七公害 以外	不法投棄	43(39.4)	58(52.7)	68(52.7)	45(56.2)	28(30.1)
	そ の 他	16(14.7)	5(4.6)	7(5.4)	2(2.5)	2(2.1)
合 計		109(100.0)	110(100.0)	129(100.0)	80(100.0)	93(100.0)

備考：苦情内容が 2 種類以上の場合は、主な方とした。（ ）内は全体に占める割合（%）を示す。

(表 14-2) 公害苦情の発生源

(単位: 件)

種 類 発生源	典 型 七 公 害							七公害以外		合計	構成比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤 沈下	土壌 汚染	不法 投棄	その他		
農林漁業					7					7	7.5
鉱 業										0	0
建 設 業	1		8	1	8			2	1	21	22.6
製 造 業										0	0
電気・ガス・水道業		1								1	1.1
運輸・通信業			5							5	5.4
卸売・小売・飲食業			2		3					5	5.4
サービス業		1			2					3	3.2
家庭生活					18			25		43	46.2
そ の 他		1			1				1	3	3.2
不 明		3			1			1		5	5.4
合 計	1	6	15	1	40	0	0	28	2	93	100.0

(表 14-3) 用途地域別件数

(単位: 件)

種 類 区 分		典 型 七 公 害							七公害以外		合計	構成比 (%)
		大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤 沈下	土壌 汚染	不法 投棄	その他		
住 居	第1種低層住居専用	1	1	5					5		12	12.9
	第1種中高層住居専用		1	2		3					6	6.5
	第2種中高層住居専用					1					1	1.1
	第1種住居			6	1	3			2		12	12.9
	第2種住居								2		2	2.1
	準 住 居										0	0
商 業	近 隣 商 業										0	0
	商 業										0	0
工 業	準 工 業			1		1			1	1	4	4.3
	工 業					1					1	1.1
	工 業 専 用		1								1	1.1
市街化調整区域						17			10	1	28	30.1
都市計画区域外			3	1		14			8		26	28.0
合 計		1	6	15	1	40	0	0	28	2	93	100.0